

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

京都市長 様

所 在 地

施 設 名

代表者名

年度 京都市民間児童福祉施設に対する援護費支給申請書

京都市民間児童福祉施設に対する援護費に係る支給要綱第 7 条の規定により、通勤手当助成費及び夜間の業務に係る手当への助成費の支給を申請します。

1 支給申請額 円

2 支給申請額の内訳

事業費目	支給申請額
通勤手当助成費	円
夜間の業務に係る手当助成費	円

3 通勤手当助成費内訳

別紙 1 参照

4 夜間の業務に係る手当助成費内訳

別紙 2 参照

5 添付書類

- (1) 各職員の通勤手当の支給額を定めた書類
- (2) 各職員の夜間の業務に係る手当の支給額を定めた書類

別紙１（第１号様式関係）

通勤手当助成費支給（予定）内訳					
No.	区分	職種	雇用形態	職員名	支給月額
1	新規・継続・変更				円
2	新規・継続・変更				円
3	新規・継続・変更				円
4	新規・継続・変更				円
5	新規・継続・変更				円
6	新規・継続・変更				円
7	新規・継続・変更				円
8	新規・継続・変更				円
9	新規・継続・変更				円
10	新規・継続・変更				円
11	新規・継続・変更				円
12	新規・継続・変更				円
13	新規・継続・変更				円
14	新規・継続・変更				円
15	新規・継続・変更				円
16	新規・継続・変更				円
17	新規・継続・変更				円
18	新規・継続・変更				円
19	新規・継続・変更				円
20	新規・継続・変更				円
21	新規・継続・変更				円
22	新規・継続・変更				円
23	新規・継続・変更				円
24	新規・継続・変更				円
25	新規・継続・変更				円
26	新規・継続・変更				円
27	新規・継続・変更				円
28	新規・継続・変更				円
29	新規・継続・変更				円
30	新規・継続・変更				円

（注）区分について

- ・「新規」：新規採用等で新たに申請する者、休職（育休等）から復職する者
- ・「継続」：前年度から申請しており、通勤経路・支給月額に変更のない者
- ・「変更」：前年度から申請しており、申請内容に変更のある者

別紙 2（第 1 号様式関係）

夜間の業務に係る手当助成費支給（予定）内訳					
No.	区分	職種	雇用形態	職員名	支給額 （1 回・1 時間）
1	新規・継続・変更				円
2	新規・継続・変更				円
3	新規・継続・変更				円
4	新規・継続・変更				円
5	新規・継続・変更				円
6	新規・継続・変更				円
7	新規・継続・変更				円
8	新規・継続・変更				円
9	新規・継続・変更				円
10	新規・継続・変更				円
11	新規・継続・変更				円
12	新規・継続・変更				円
13	新規・継続・変更				円
14	新規・継続・変更				円
15	新規・継続・変更				円
16	新規・継続・変更				円
17	新規・継続・変更				円
18	新規・継続・変更				円
19	新規・継続・変更				円
20	新規・継続・変更				円
21	新規・継続・変更				円
22	新規・継続・変更				円
23	新規・継続・変更				円
24	新規・継続・変更				円
25	新規・継続・変更				円
26	新規・継続・変更				円
27	新規・継続・変更				円
28	新規・継続・変更				円
29	新規・継続・変更				円
30	新規・継続・変更				円

（注）区分について

- ・「新規」：新規採用等で新たに申請する者、休職（育休等）から復職する者
- ・「継続」：前年度から申請しており、支給額に変更のない者
- ・「変更」：前年度から申請しており、申請内容に変更のある者

第 2 号様式（第 8 条第 1 項関係）

年 月 日

施 設 名

代表者名

京 都 市 長
(担当)

年度 京都市民間児童福祉施設に対する援護費支給認定通知書

京都市民間児童福祉施設に対する援護費に係る支給要綱第 8 条第 1 項の規定により、通勤手当助成費及び夜間の業務に係る手当への助成費の支給を認定します。

1 支給認定額 円

2 支給認定額の内訳

事業費目	対象職員数	支給認定額
通勤手当助成費	人	円
夜間の業務に係る手当助成費	人	円

第 3 号様式（第 8 条第 2 項関係）

年 月 日

施 設 名

代表者名

京 都 市 長
(担当)

年度 京都市民間児童福祉施設に対する援護費支給不認定通知書

京都市民間児童福祉施設に対する援護費に係る支給要綱第 8 条第 2 項の規定により、通勤手当助成費及び夜間の業務に係る手当への助成費を支給しないことに決定しましたので通知します。

支給しない理由

第 4 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

京都市長 様

所 在 地

施 設 名

代表者名

年度 京都市民間児童福祉施設に対する援護費支給実績報告書

京都市民間児童福祉施設に対する援護費に係る支給要綱第 9 条の規定により、通勤手当助成費及び夜間の業務に係る手当への助成費の実績報告を提出します。

1 実績報告額 円

2 実績報告額の内訳

事業費目	実績報告額
通勤手当助成費	円
夜間の業務に係る手当助成費	円

3 通勤手当助成費内訳

別紙 1 参照

4 夜間の業務に係る手当助成費内訳

別紙 2 参照

5 添付書類

- (1) 各職員に通勤手当を支給したことが分かる書類
- (2) 各職員に夜間の業務に係る手当を支給したことが分かる書類

別紙 1 （第 4 号様式関係）

通勤手当支給内訳					
No.	区分	職種	雇用形態	職員名	支給実績額
1	新規・継続・変更				円
2	新規・継続・変更				円
3	新規・継続・変更				円
4	新規・継続・変更				円
5	新規・継続・変更				円
6	新規・継続・変更				円
7	新規・継続・変更				円
8	新規・継続・変更				円
9	新規・継続・変更				円
10	新規・継続・変更				円
11	新規・継続・変更				円
12	新規・継続・変更				円
13	新規・継続・変更				円
14	新規・継続・変更				円
15	新規・継続・変更				円
16	新規・継続・変更				円
17	新規・継続・変更				円
18	新規・継続・変更				円
19	新規・継続・変更				円
20	新規・継続・変更				円
21	新規・継続・変更				円
22	新規・継続・変更				円
23	新規・継続・変更				円
24	新規・継続・変更				円
25	新規・継続・変更				円
26	新規・継続・変更				円
27	新規・継続・変更				円
28	新規・継続・変更				円
29	新規・継続・変更				円
30	新規・継続・変更				円

（注）区分について

- ・「新規」：新規採用等で新たに申請した者、休職（育休等）から復職する者
- ・「継続」：前年度から申請しており、通勤経路・支給月額に変更のない者
- ・「変更」：前年度から申請しており、申請内容に変更のあった者

別紙 2（第 4 号様式関係）

夜間の業務に係る手当助成費内訳					
No.	区分	職種	雇用形態	職員名	支給実績額
1	新規・継続・変更				円
2	新規・継続・変更				円
3	新規・継続・変更				円
4	新規・継続・変更				円
5	新規・継続・変更				円
6	新規・継続・変更				円
7	新規・継続・変更				円
8	新規・継続・変更				円
9	新規・継続・変更				円
10	新規・継続・変更				円
11	新規・継続・変更				円
12	新規・継続・変更				円
13	新規・継続・変更				円
14	新規・継続・変更				円
15	新規・継続・変更				円
16	新規・継続・変更				円
17	新規・継続・変更				円
18	新規・継続・変更				円
19	新規・継続・変更				円
20	新規・継続・変更				円
21	新規・継続・変更				円
22	新規・継続・変更				円
23	新規・継続・変更				円
24	新規・継続・変更				円
25	新規・継続・変更				円
26	新規・継続・変更				円
27	新規・継続・変更				円
28	新規・継続・変更				円
29	新規・継続・変更				円
30	新規・継続・変更				円

（注）区分について

- ・「新規」：新規採用等で新たに申請した者、休職（育休等）から復職する者
- ・「継続」：前年度から申請しており、支給額に変更のない者
- ・「変更」：前年度から申請しており、申請内容に変更のあった者

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

施 設 名

代表者名

京 都 市 長
(担当)

年度 京都市民間児童福祉施設に対する援護費支給決定通知書

京都市民間児童福祉施設に対する援護費に係る支給要綱第 1 0 条の規定により、通勤手当助成費及び夜間の業務に係る手当への助成費の支給を決定します。

1 支給決定額 円

2 支給決定額の内訳

事業費目	対象職員数	支給決定額
通勤手当助成費	人	円
夜間の業務に係る手当 助成費	人	円

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

施 設 名

代表者名

京 都 市 長
(担当)

年度京都市民間児童福祉施設に対する援護費支給変更等通知書

京都市民間児童福祉施設に対する援護費に係る支給要綱第 1 3 条の規定により、通勤手当助成費及び夜間の業務に係る手当への助成費について支給額の変更又は取消について決定します。

1 変更・取消の別 変 更 ・ 取 消

2 支給決定額 円

3 支給決定額の内訳

事業費目	対象職員数	支給決定額（変更後）
通勤手当助成費	人	円
夜間の業務に係る手当 助成費	人	円